「道路及び河川等維持管理統合業務委託」受託者の特定について(公募型プロポーザル方式)

令和7(2025)年8月25日 栃木県栃木土木事務所

道路及び河川等維持管理統合業務委託に係る受託者の選定等について、公募型プロポーザル方式により、下記のとおり実施しました。

1 特定された受託者

下都賀建設業協同組合

2 受託者の選定及び特定の方法について

受託者の選定及び特定にあたっては、参加表明書の評価(第1次審査)及び業務提案書の評価(第2 次審査)により、「道路及び河川等維持管理統合業務委託に係る受託者選定委員会」(以下「選定委員会」 という。)において審議し、栃木土木事務所建設工事等請負業者指名選考委員会(以下「選考委員会」という。)の承認を受け決定しました。

評価項目・判断基準及び評価のウェイトについては、別表「業務提案書評価表」のとおりです。

選定委員会名簿

	所属・役職等				
委員長	栃木県栃木土木事務所次長兼企画調査部長				
副委員長	栃木県栃木土木事務所保全部長				
委員	栃木県栃木土木事務所整備部長				
委員	栃木県県土整備部河川課課長補佐(GL)				
委員	栃木県栃木土木事務所企画調査部部長補佐(総括)兼企画調査課長				

3 経過

(1) 公告·説明書配布

令和7(2025)年7月4日からプロポーザル手続開始の公告及び説明書の配布を行いました。

(2) 参加表明書の提出者について

参加表明書の提出があったのは次のとおりです。

下都賀建設業協同組合

(3) 業務提案書の提出者の選定について

令和7(2025)年7月18日の選定委員会において業務提案書の提出者を選定しました。入札参加資格要件の全てを満たしていることを選定基準とし、令和7(2025)年7月22日に業務提案書の提出者に選定した旨通知しました。

(4) 業務提案書の提出について

選定者から業務提案書が提出されました。

(5) 業務提案書の評価・特定について

令和7 (2025)年8月7日の選定委員会において、業務提案書の提出者に対してヒアリングを行い、 下都賀建設業協同組合の業務提案書を特定しました。なお、業務提案書の評価内容については、別表 「業務提案書評価表」のとおりです。

その後、選考委員会の承認を受け、令和7 (2025)年8月25日に業務提案書を特定した旨通知しました。

なお、特定理由については、参加資格条件、委託業務に対する取り組み等、業務提案書における課題に対して的確性や実現性が高く、業務遂行に問題ないと判断されたためです。

道路及び河川等維持管理統合業務委託 業務提案書の特定 評価総括表

業者名	下都賀建設業協同組合			
	評価基準 評価区分	配点	配点のウェイト	評点
主任技術者 過去15年間の維持の業務経歴 管理統合業務、道路維持管理業務又は河川砂防施設維持管理業務の実績		20	20	20.0
	経験なし	0		
維持管理業務又は河	・栃木土木事務所管内における維持管理統合業務、道路維持管理業務及び河川砂防施設維持管理業務の受注 実績が合わせて2件以上	20		
	・栃木県内における維持管理統合業務、道路維持管理 業務及び河川砂防施設維持管理業務の受注実績が合わ せて2件以上	10	20	20.0
	・上記以外	0		
業務の実施 方針及び手 法 (特定テーマに対する でに対する 提案)		5		4.0
	・指揮・連絡系統の的確性	5	20	3.8
	・初動体制確立及び技術継承に関する取組の実現性及 び妥当性	10		7.2
「テーマⅡ」 道路維持管理業務における危険ポイント や先を見通した効率 的・効果的な維持管 理(新技術、新材料		5		3.2
の利用等による生産 性向上やコスト縮 減、道路パトロール 班と維持管理作業班 との連携の観点)及 び作業員の適正な配	作業内容に関する内容の的確性及び妥当性	5	20	3.4
置(第三者等への損害事故、架空線及び地下埋設物の破損、健康・衛生管理の徹底の観点)に関する提案	・ 果然にのける効率的・効果的な維持管理に りいての的確性、実現性及び妥当性	10		8.4
「テーマⅢ」 河川砂防施設維持管 理業務における危険 ポイントや先を見通 した効率的・効果的 な維持管理(新技		5		3.4
による生産性向上や 維持管理コストの縮 減の観点)及び作業 員の適正な配置(建		5	20	3.8
設機械関連、法面等からの墜落、下敷き、挟まれ事故防止及び健康・衛生管理の徹底の観点)に関する程率	的確性、実現性及び妥当性	10		7.6
合 計			100	84.8